

令和5年第11回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日（月）午後1時30分から2時48分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（12人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口 なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	6 番	栗山 浩和
	7 番	野村 勉
	9 番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 欠席農業委員（2人）

5 番	川島 一義
8 番	有澤 節子

5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

安芸	渡辺 禎宏
伊尾木	黒岩 榮之
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正
赤野	小松 幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について

報告第 5 号 農地法第18条第 6 項解約通知報告について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について
議案第 7 号 農地の嵩上げ等届について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議 長

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長

本日の出欠状況を報告します。

定数14人、欠席 2 人、出席数12人であります。

欠席委員の 5 番川島一義委員、8 番有澤節子委員から、所要のため欠席の届出がっております。また、4 番西岡秀輝委員から遅参の届出がっております。

次に、事務の概要報告をいたします。

10月31日に「地域計画の策定に向けた先進的な地域とのウェブ意見交換会」が開催され、高知県安芸総合庁舎にて、北村次長が参加しました。

また、11月15日に「高知県農業会議の令和 5 年度臨時総会」及び「令和 5 年度下期農業委員会会長事務局長会議」が高知市で開催され、内川会長と弘井係長が出席しました。

また、11月16日に「地域計画策定に向けた個別面談」が高知県安芸総合庁舎であり、北村次長が出席しました。

また、11月24日に「第92回常設審議委員会」が高知市で開催され、内川会長が出席しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議 長

本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第21条第 2 項の規定により、議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び小松昭則委員を指名いたし

ます。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

議案書は、1ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。

今回は2件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の3筆で、面積は全部で6,481㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり尾川の2筆で、面積は全部で303.39㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

（質問、意見等なし）

議長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は2ページからです。

今回は、6件の申請があっております。

申請番号1番と2番は、譲受人が同一ですので一緒に説明させていただきます。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の2筆で、登記地目は田で、面積は2,256㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスを作付する予定をしております。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の1筆で、地目は田で、面積は1,031㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスを作付する予定をしております。

申請番号1番と2番の所在地につきましては、4ページに地図がございます。

辻製油の南西にある農地で、1番と2番は南北に接していて、一画地になっており、ハウスが建てられています。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培しています。今回の申請地は、申請人が賃貸借している土地で、ナスの作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間340日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11月13日に内川昭二委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に、申請番号 3 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の 2 筆で、地目は畑で、面積は151㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜を作付する予定をしております。

所在地につきましては、4 ページに地図がございます。

川北・東ノ岡集落の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナス、水稻等を栽培しています。今回の申請地は、野菜の作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が 3 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11月14日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号 4 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記

載のとおり西浜の1筆で、地目は畑で、面積は99㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、既存の竹林を間伐、肥培管理してタケノコを収穫する予定をしております。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。

西浜の一ノ谷墓地の南にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は保有している農地はありませんが、農家の手伝いをしています。

今回の申請地は、北側に自身の住宅を建築する予定で、譲渡人に当該竹林の管理をお願いしたところ、無償で譲渡するので自身で管理するよう求められたもので、既存の竹林を間伐、肥培管理してタケノコを収穫することを予定しています。

小規模な畑であり、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は農家の手伝いをしており、農業に従事する予定者、年間180日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には既に竹林があり、それを間伐、肥培管理することでタケノコを収穫することが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11月15日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

次に、申請番号5番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、登記地目は畑で、面積は363㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付を予定しております。

所在地につきましては、5ページに地図がございます。

国重公会堂の西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地では、ユズを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、令和7年3月には耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が1名、250日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11月13日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

最後に、申請番号6番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、地目は田で、面積は1,154㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、水稻を作付けする予定をしております。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

井ノ口の葉タバコ乾燥場の東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は保有している農地はありませんが、叔父の所有する当該農地の耕作を手伝ってきました。これまでの経過や、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人はこれまで当該農地の耕作を手伝っており、農業に従事する予定者、年間160日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、水稻を作付けすることが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、11月13日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番及び2番は、私が報告します。

申請番号3番は、中平秀一委員、申請番号4番は、渡辺禎宏委員、申請番号5番及び6番は、大久保暢夫委員、お願いします。

1 番内川委員

申請番号1番及び2番です。13日に現地を確認してきました。説明どおり間違いありません。

中平推進委員

申請番号3番です。14日に現地を見てきました。先ほどの説明のとおりです。

渡辺推進委員

申請番号4番です。15日に現地を見てきました。先ほどの説明のとおりです。

2 番大久保委員

5番と6番です。13日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第4条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井）

「議案第3号の4条申請について」説明いたします。

今回は、1件の申請が提出されております。

議案書は、7ページをご覧ください。

申請番号1番。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は628㎡で、転用目的は貸駐車場の整備です。

場所は、8ページに地図を載せております。

現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は土居地区、溝ノ辺公園の北西にある農地です。

現地確認は、11月14日に野村勉委員、入交大輔委員にしていたきました。

次に、農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①ですが、申請理由については、申請人の姉の夫が申請地西側で自動車の販売や整備等の会社を営んでいます。現在、従業員の車両や代車を会社敷地に止めている状況です。自動車価格の高騰もあり、販売自動車を確保するにあたり、会社敷地内に販売車両を置くスペースを追加することが必要となったため、従業員車両及び代車等の駐車スペースを確保しなければならなくなりました。申請地は会社に近く業務上の利便性も高いため、適地と考え選定したものです。

申請人が駐車場として整備し、会社に貸し付ける計画となっています。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては、預金通帳の写しを確認し、問題ないと判断しました。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましては、当該申請地の周辺については、北側及び東側は申請人所有の農地、南側は県道、西側は宅地です。排水が生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しました。また、栃ノ木堰土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっ

ています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議 長
7 番野村委員
議 長

現地確認委員の報告を、野村勉委員、お願いします。
現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。
それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別になければ、採決いたします。

「議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定しました。

続きまして、「議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井）

「議案第 4 号の 5 条申請について」説明いたします。

今回は 2 件の申請が提出されております。

議案書は、9 ページをご覧ください。

申請番号 1 番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は 484㎡で、転用目的は農家住宅の建築です。

場所は、10 ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、赤野地区、吉野池の南東にある農地です。

現地確認は、11 月 13 日に栗山浩和委員、小松幸宏委員にさせていただきました。

次に、別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第 1 種農地にあたると判断しています。理由は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であるためです。

続きまして、2 の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は、芸西村の

借家に妻と2人で暮らしていますが、将来、子どもが産まれてから、子育て環境や将来の両親の介護のことなどを考え、実家近くに自己の住宅を建築することを計画しました。候補地を探していたところ、譲受人の母から申請地を紹介されました。申請地は譲受人の圃場に近く、営農に便利であり、実家にも近いため、将来、両親の介護が必要になった時も安心であるため選定したもので、他に適した用地がないことから当該申請地を申請することはやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込証明を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、農家住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで同意のある農地、南側は道路を挟んで宅地及び同意のある農地、東側及び西側は同意のある農地です。生活雑排水は浄化槽で処理後、北側水路に排水。雨水は自然浸透及び北側水路へ排水する計画です。また、赤野土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ですが、非農用地区域となっております。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域ですが農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号2番。

貸人、借人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は503㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、11ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、土居地区、溝ノ辺公園の北西にある農地です。

現地確認は、11月14日に野村勉委員、入交大輔委員にし

ていただきました。

先ほどの4条の北側の農地です。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、築50年以上経過した住宅に住んでいますが、経年劣化により様々な設備の使用が困難となり、大規模な改修が必要な状況です。昨年、県外で就職している孫が結婚し、高知へ帰ってくることとなりました。今の住宅の大規模リフォームを行い、孫家族を住ませることが最適であると考えました。そのため、現住宅を孫家族に譲り、譲受人夫婦が住む住宅を新築することを計画しました。当該申請地は、現住宅からも近く、近所に独立した子どもも住んでいることから、相互扶助も可能であるため選定したもので、他に適した用地がないことから当該申請地を申請することはやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、金融機関の残高証明書を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅及び進入路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は同意のある農地、南側は貸人所有の農地及び県道、東側は被害防除計画がでている農地、西側は宅地及び貸人所有の農地です。生活雑排水は浄化槽で処理後、北側市道側溝に。雨水は自然浸透及び北側市道側溝へ排水する計画です。また、栃ノ木堰土地改良区より異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は栗山浩和委員、申請番号2番は野村勉委員、お願いします。

6番栗山委員 申請番号1番です。13日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

7番野村委員 申請番号2番です。14日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

14番小松昌平委員 ちょっと教えて。特に問題ないがやけど。

こういう形の農地で、進入路もあってというのは分かるがやけど。こういう申請であれば、今後も通っていくということやね。

事務局（弘井） 分筆はされていて、それぞれでとれるようになっているので、特に問題はないと思いますが。

14番小松昌平委員 手前、4条のところでの説明するときに、この後、別の申請があることを言っておいてもらってた方がよかったのでは。

それぞれ単品で説明するよりよかったのではと思ったので。

（質問、意見等なし）

議長 他にないので、採決いたします。

「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 賛成多数です。

よって、「議案第4号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事務局（北村） 「報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は12ページです。

届出番号 1 番です。

賃貸人、転貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北の 1 筆です。地目は田で、面積は1,729㎡です。

当初は、平成30年 5 月29日から約10年間の賃借権が設定されていましたが、このたび、三者の合意により解約の通知が提出されたものです。

次に、届出番号 2 番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の 1 筆です。地目は田で、面積は1,064㎡です。

当初は、平成30年 8 月20日から10年間の賃借権が設定されていましたが、賃借人を変更するため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第 5 号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とします。

まず、申請番号 1 番から 7 番までを事務局が説明いたします。

事 務 局 (北村)

「議案 6 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

まず、申請番号 1 番から 7 番まで説明いたします。

議案書は13ページからになります。

申請番号 1 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地 1 筆で、地目は田で、面積は全部で743㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は10アール当たり米 6 俵代の条件で、新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

赤野橋の北にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり西浜の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で2,061㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は20年間で、賃借料は15万円の条件で、再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。

黒鳥公民館の北東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,064㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は10万円の条件で、新規設定する計画です。

先ほど解約通知があった農地になります。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

春日橋の北西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,114㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は20年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で、新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

井ノ口高台寺の県職員住宅の東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で1,623㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は米1俵代の条件で、再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

井ノ口・一ノ宮集落の東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,224㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で、再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

井ノ口の葉タバコ乾燥場の東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,858㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で、再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

先ほどの申請番号6番の東隣りある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番は、栗山浩和委員、小松幸宏委員に、申請番号2番は、川島一義委員、渡辺禎宏委員に、申請番号3番は、野村勉委員、入交大輔委員に、申請番号4番から7番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は小松幸宏委員、申請番号2番は渡辺禎宏委員、申請番号3番は入交大輔委員、申請番号4番から7番までは大久保暢夫委員、お願いします。

小松幸宏推進委員

申請番号1番です。事務局と栗山委員と現地確認してきました。事務局の説明どおりで、特に問題ないものと思います。

渡辺推進委員

2番です。現地確認してきました。説明のとおりです。

入交推進委員

3番です。14日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

2番大久保委員

4番から7番です。13日に現地確認してきました。説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

申請番号1番から7番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号1番から7番については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、申請番号8番から11番については、大久保暢夫委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(大久保暢夫委員 退席)

議 長

申請番号 8 番から 11 番について、事務局が説明いたします。

事 務 局（北村）

それでは、申請番号 8 番から 11 番まで説明いたします。

議案書は 16 ページからになります。

申請番号 8 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,396㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10 アール当たり米 1 俵代の条件で、再設定する計画です。

これから現地の写真をお配りしますが、申請番号 8 番と 9 番は隣接する農地となります。ご確認ください。

所在地につきましては、23 ページに地図がございます。

沢ノ平橋の西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 9 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,203㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10 アール当たり米 1 俵代の条件で、再設定する計画です。

現地の写真は、先ほど見ていただきましたので、省略させていただきます。

所在地につきましては、23 ページに地図がございます。

申請番号 8 番の西隣りにある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 10 番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,121㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は 5 年間で、賃借料は 10 アール当たり米 1 俵代の条件で、再設定する計画です。

これから現地の写真をお配りしますが、申請番号 10 番と次

の11番は隣接する農地となります。ご確認ください。

所在地につきましては、23ページに地図がございます。

申請番号9番の北東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号11番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は545㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米1俵代の条件で、再設定する計画です。

現地の写真は、先ほど見ていただきましたので、省略させていただきます。

所在地につきましては、23ページに地図がございます。

申請番号10番の東隣りにある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号8番から11番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告は、西岡大作委員は欠席のため、省略します。

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

申請番号8番から11番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号8番から11番については、原案どおり決定いたしました。

(大久保暢夫委員 着席)

議 長

次に、申請番号12番について、事務局が説明いたします。

事務局(北村)

それでは、申請番号12番について説明いたします。

議案書は、19ページです。

申請番号12番は、所有権移転・売買です。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画等を認定されたもの、認定農業者等である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。

今回の申請者は、認定新規就農者です。

なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特別控除を受けることができます。

申請番号12番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地3筆で、地目は田で、面積は3,539㎡です。

ナスを作付する予定をしており、8,847,500円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23ページに地図がございます。

ゆめファーム・全農こうちの南にある農地です。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、今年9月には耕作可能となる予定です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、野村勉委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議長
入交推進委員

現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

12番です。14日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長

別にないようですので、採決いたします。

申請番号12番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号12番については、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第7号、農地の嵩上げ等届について」、事務局が説明いたします。

事務局（弘井）

「報告第7号、農地の嵩上等届について」説明いたします。

議案書は、24ページです。

今回は、1件の申請がでております。

それでは、申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は201㎡となっております。

所在地の地図は、25ページに掲載しております。

赤野地区の八流荘の北西にある農地です。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

こちらの土地ですが、南国安芸道路の用地買収に伴い、農地が減った分を一段低くなっている自己所有農地の嵩上を行うことにより、その減少した農地を確保するためのものとなっています。現地や提出された書類を確認し、嵩上について問題ないと判断いたしました。

現地につきましては、11月13日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、栗山浩和委員、お願いします。

6 番栗山委員

13日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

ただいまの「報告第7号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事務局（北村）

それでは、12月の定例会の予定をお知らせします。

12月の定例会の予定は、12月25日（月）の予定です。よろしく申し上げます。

次に、先月「その他」のところでお話ししました

地域計画の策定に向けた現状・課題等の意見聴取会ですが、今月から毎月の定例会後の開催を予定しています。

今回は、土居・僧津地区と井ノ口地区を予定しています。

この後、机を動かして2カ所で意見聴取をさせていただきたいと思いますので、土居・僧津地区と井ノ口地区の委員の皆さまはご参加をお願いします。

私からは、以上です。

事務局（弘井）

すみません。

活動記録の提出をお願いします。

議長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和5年12月25日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員